公務員賠償責任保険加入申込票 兼 被保険者明細書

あいおいニッセイ同和損保

DN1 センター送付

※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。
事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答（記入）ください。

私（申込人）は、自分が所属する企業または団体に対して、当該企業または団体が引受保険会社（共同保険契約の場合は共同保険会社を含みます。以下同様とします。）と締結する団体保険契約への加入を、以下のとおり依頼します。以下加入申込票に記載のない加入条件（適用約款・特約、保険期間、保険金額など）は、当該企業または団体により定められているものであることを確認します。私および被保険者は、団体保険契約に関する情報を引受保険会社に提供することに同意します。また、私および被保険者は引受保険会社に提供された情報が、適切な保険の引受、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金の支払い、保険契約に付帯されるサービスの提供のほか、保険制度の健全な運営（再保険契約に係る諸手続きを含みます。）、更改のご案内、商品提案、グループ会社（海外にあるものを含みます。）および提携先への商品・サービスの提案・提供等に利用されることに同意します。
（引受保険会社は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となります。なお、詳細は弊社ホームページhttps://www.aioinissaydowa.co.jp/をご参照ください。）

000	AAA	020	994		
R151	03	☒	42	SL	354 ⑤

代表証券番号

＜ご記入にあたって＞
1. 被保険者住所が申込人（加入者）の住所と同じ場合、「申込人住所と同じ」に○印をしてください。

申込区分

①新規加入 ②変更 ③継続加入 ④継続しない

右のいずれかに○をしてください。

申込人（加入者）

加入申込日 010 令和R 年 月 日

011 電話番号 — —

住所 012 郵便番号 〒 —

317 カナ

399 漢字

098 加入者番号

307 カナ

氏名 「ご加入内容確認事項」について確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。 フルネームでご署名ください。 漢字 341

980 生年月日 大正T 昭和S 平成H 令和R 年 月 日

L05 加入者識別コード

018 所属名 カナ

019 所属コード

017 職員番号

被保険者欄

符号 390

住所 申込人住所と同じ VBT ①

申込人住所と異なる場合は必ずご記入ください。

H41 カナ

L68 漢字

氏名 J04 カナ

L67 漢字

01 323 ※生年月日 大正T 昭和S 平成H 年 月 日

302 性別 男1 女2

300 セット名（3桁以内の英数字）

397 住民訴訟もしくは損害賠償が提起されるおそれ、また原因となる事由が（漢字）あることをご存じの場合は、その内容についてご記入ください。

その他の項目（被保険者項目のみ記入可）	
項目No.	内 容

331 加入者特記事項 カナ

備考

R50 合計保険料（分割払の場合は1回分）

円

※他の保険契約等

この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等（共済契約を含みます）がありますか。「あり」の場合、必ず下欄にご記入ください。（ご記入のない場合、「なし」と回答したこととなります。）

（注）他の保険会社における契約を含みます。

Y34 あり1

会社名	保険種類	保険金額・支払限度額	満期日
		千円	令和 年 月 日

令和1年10月1日以降始期契約に使用

新規お申込み 記入例

赤枠内の必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。⇒
Ⓐ**申込区分**、Ⓑ加入申込日、Ⓒ**氏名・カナ**、Ⓓ所属名・所属コード・職員番号、Ⓔ**セット名**、Ⓕ告知事項

公務員賠償責

※印の項目は、ご契約に際して
事実と相違する場合は、ご契約を
認のうえご記入

申込区分

右のいずれかに○をしてください。

①新規加入 ②変更 ③継続加入 ④継続しない

Ⓐ「①新規加入」に○をつけてください。

Ⓑ 記入日をご記入ください。

加入申込日 010 令和R 7 年 ○ 月 ○ 日

011 電話番号

012 郵便番号 〒 —

317 カナ 399 漢字

Ⓒ カナ氏名をご記入のうえ、**フルネームでご署名**ください。

307 カナ アイオイ タロウ

氏名 「ご加入内容確認事項」について確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。 フルネームでご署名ください。 漢字 341 相生 太郎

980 生年月日 大正T 昭和S 平成H 令和R 年 月 日

018 所属名 カナ アイオイフクシカ

019 所属コード 0123456

017 職員番号 12345678

098 加入者番号

L05 加入者識別コード

符号 390 被保険者

申込人住所と異なる場合は必ずご記入ください

Ⓓ 所属名・所属コード・職員番号をご記入ください

VBT ① L68 漢字

J04 カナ アイオイ タロウ

氏名 L67 漢字 相生 太郎

Ⓒ 氏名・カナをご記入ください。

01 ※生年月日 大正T 昭和S 平成H 年 月 日

J02 性別 男1 女2

300 セット名 (3桁以内の英数字) 1

397 (漢字) 住民訴訟もしくは損害賠償が提起されるおそれ、また原因となる事由があることをご存じの場合は、その内容についてご記入ください。

Ⓕ 告知事項に該当する場合、ご記入ください。

その他の項目(被保険者項目のみ記入可)

項目No.	内容

Ⓔ ご加入を希望されるセット名をご記入ください。

備考

※他の保険契約等

この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等(共済契約を含みます)がありますか。「あり」の場合、必ずご記入ください。(注)他の保険会社に…

Y34 あり 1

Ⓕ 告知事項に該当する場合、ご記入ください。

会社名	保険種類	支払限度額	満期日
		千円	令和 年 月 日

R50 合計保険料(分割払の場合は1回分) 円

令和1年10月1日以降始期契約に使用

【PDF】(34-149)(191105)保険会社用 新種〔4〕1

変更または脱退の方の記入例

赤枠内の必要事項をご確認・ご記入のうえ、ご提出ください。
⇒Ⓐ加入申込日、**Ⓑ氏名・カナ**、Ⓒ所属名・所属コード・職員番号、**Ⓓセット名**、Ⓔ告知事項、**Ⓕ継続区分**

公務員賠償責任保険更改加入申込票 兼 被保険者明細書

認のうえご回答(記入)ください。

保険契約者(団体名)

Ⓐ 記入日をご記入ください。

加入申込日 010 令和 R 7 年 ○ 月 ○ 日

011 電話

Ⓑ カナ氏名をご確認のうえ、**フルネームでご署名**ください。

012 郵便番号 〒

317 カナ

399 漢字

307 カナ アイオイ タロウ

フルネームでご署名ください。

「ご加入内容確認事項」について確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。

341 漢字 **相生 太郎**

980 生年月日 T

Ⓒ 職員番号をご確認ください。

018 所属名 カナ アイオイフクシカ

019 所属コード 0123456

017 職員番号 12345678

Ⓕ どちらかに○をつけてください。

Ⓒ 所属名・所属コード・職員番号をご確認ください。

改姓の場合は継続区分Ⓕの**「継続する（変更あり）」に**○をし、**新しい氏名をご署名**ください。また、被保険者欄の**印字氏名とカナを新姓に訂正**してご提出ください。

570 初年度契約保険期間開始日

昭和S 平成H 令和R 年 月 日

300 セット名(3桁以内の英数字) 1 ~~2~~

397 住民訴訟もしくは損害賠償が提起されるおそれ、また原因となる事由があることをご存じの場合は、その内容についてご記入ください。

その他の項目(被保険者項目のみ記入可)

項目No.	内容

Ⓔ 告知事項に該当する場合、ご記入ください。

申込人住所と異なる場合は必ずご記入ください。

H41 カナ

L68 漢字

J04 カナ アイオイ タロウ

L67 漢字 相生 太郎

Ⓑ 氏名・カナをご確認ください。

Ⓓ 前年加入セット名が記載されています。ご確認ください。セット名を変更する場合は、二重線で現在のセット名を消していただき、新セット名を記入してください。

323 ※生年月日 T 大正 S 昭和 H 平成 年 月 日

302 性別 男 女

※他の保険契約等

この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等(共済契約を含みます)がありますか。「あり」の場合、必ず下欄にご記入ください。(ご記入のない場合は、「なし」と回答したこととなります。)

(注)他の保険会社に

Y34 あり

Ⓔ 告知事項に該当する場合、ご記入ください。

会社名	支払限度額	満期日
	千円	令和 年 月 日

脱退の場合は継続区分Ⓕの**「継続しない」に**○をし、**ご署名のうえ、ご提出ください。**

R50 合計保険料(分割払の場合は1回分) 円

==== 印字内容に変更がなく継続される場合は、ご提出は不要です。 ====

80AD−4 (191001) 保険会社用 1

令和1年10月1日以降始期契約に使用

公務員賠償責任保険に関するＱ＆Ａ

Q1 この保険の契約者は誰でしょうか？

A1 岩手県庁生活協同組合が保険契約者となります。
保険証券・約款は、岩手県庁生活協同組合が保管します。
ご加入された方には個々に加入者証を発行しお届けします。

Q2 この保険に加入することができる人は？

A2 この保険に加入することができるのは、岩手県庁生活協同組合の会員です。
ただし、岩手県庁生活協同組合の会員の方でも、特別職の方(副市長、教育長の方は除く)は加入することはできませんのでご注意ください。

Q3 今までこの保険に加入していましたが、このたび定年退職となりました。再任用となり、引続き岩手県庁生活協同組合の会員です。保険契約で何か気をつける点はありますか？

A3 保険を継続しない場合、現在加入の保険終期以前の行為に起因する損害賠償請求等が５年間補償されますが、現在加入の保険終期以降の行為に起因する損害賠償請求等は補償対象外となりますのでご注意ください。

Q4 今までこの保険に加入していましたが、保険期間中に定年退職となるので、この保険を解約しようと考えています。保険契約で何か気をつける点はありますか？

A4 保険期間中に解約されますと5年間補償の特約が無効となりますので、ご注意ください。

Q5 平成14年９月の地方自治法の改正により、住民訴訟の場合、地方公務員個人には争訟費用※は不要になったのではないでしょうか？

A5 平成14年９月の地方自治法の改正により、４号訴訟により地方公務員個人に対する住民訴訟が提起された場合、自治体の執行機関を被告として住民訴訟がおきますので、この訴訟では地方公務員個人の費用負担は不要になりました。
しかし、地方公務員個人は「正当な行為をおこなった」として住民と自治体の執行機関との間の訴訟に弁護士を雇い訴訟参加することができます。この争訟費用※は、この保険の対象となります。
※着手金・調査費用・交通費・諸経費等裁判の過程で必要になるもの、勝訴及び和解した場合の弁護士への成功報酬

Q6 住民訴訟以外で、地方公務員個人が訴えられることがあるのですか？

A6 あります。「窓口対応が悪い」「説明不足である」等を理由に「名誉を毀損された」として慰謝料請求訴訟がなされた事例がありました。また、地方公務員の不作為を原因とする訴訟もあります。
最近は、本来想定していなかった地方公務員個人に対する不法行為責任等による訴訟が提起されることもあるようです。地方公務員個人に対する争訟費用は、地方自治体が負担することが難しいため、この保険に加入する地方公務員は増えています。
なお、刑事訴訟の争訟費用は補償の対象外となりますのでご注意ください。

Q7 医療行為に起因する損害賠償請求等も補償の対象となりますか？

A7 医療行為の遂行に起因して発生した身体の障害については補償対象外となります。

Q8 セクシャルハラスメントやパワーハラスメントで訴訟を提起された場合は補償されますか？

A8 モラルハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、採用ハラスメント等をいいます。）を起因として、同じ職場の職員間でなされた損害賠償請求等についても「損害賠償金」「争訟費用」ともに、お支払いできない事由に該当しないかぎりこの保険で補償されます。

Q9 過去の公務に起因して発生した訴訟は補償されますか？

A9 加入日より前に公務員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に訴訟が提起された場合も補償の対象となります。
ただし、既に提起されている損害賠償請求等や損害賠償請求等がなされたことを知っている場合は、補償対象外となる場合がありますのでご注意ください。

Q10 地方自治法第243条の2の8第3項（職員の賠償責任）による賠償命令は補償されますか？

A10 補償の対象となります。ただし、保険金をお支払いできない事由に該当しない場合に限ります。

Q11 この保険について詳しく質問したい（相談したい）場合は？

A11 下記までご連絡ください。
有限会社梅商　0120-764-167（平日9:00～17:00）

各訴訟と保険金の支払いの流れ

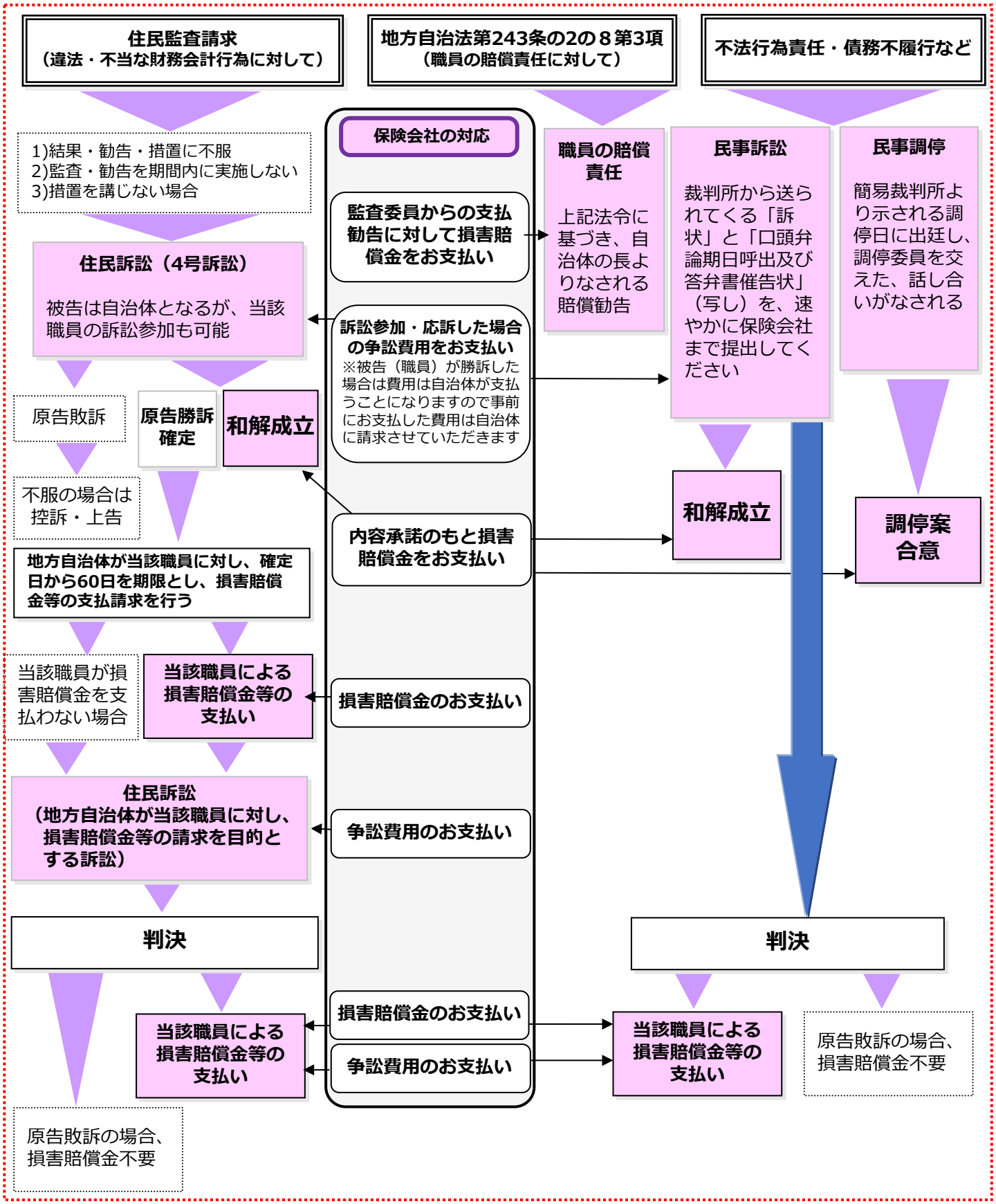

こちらの表は公務員賠償責任保険における訴訟と保険金支払いの流れを説明したものです。あくまで一例となりますので、実際に事故が発生した場合には代理店または保険会社にご相談ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、引受保険会社までお問合わせください。

公務員賠償責任保険　補償内容

主な特長	補償内容
モラル ハラスメント の補償	〈**職員間同士**の全てのハラスメント〉 損害賠償金：**対象** 争 訟 費 用：**対象** 〈**職員間以外**の全てのハラスメント〉 損害賠償金：**対象** 争 訟 費 用：**対象**
国外一時 業務の補償	**国外での業務（海外視察など）に起因した 損害賠償責任を補償対象とする。 支払限度額は1,000万円**（訴訟費用・損害賠償金）
不当利得 返還請求	**対象**
民事のみの プラン設定	**設定有り**
民事訴訟の 補償範囲	民事訴訟が提起されなくても、 **内容証明郵便等による損害賠償請求が あった場合も補償対象とする。**（調停も対象）
訴訟対応 費用補償	**被保険者が支出した訴訟対応費用を補償対象とする。 支払限度額は500万円 （1事故および保険期間中につき）** ア．意見書または鑑定書作成のために必要な費用 イ．事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません） ウ．相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 エ．被保険者の交通費、宿泊費
初期対応 費用補償 （民事訴訟等のみ）	**被保険者が支出した初期対応費用を補償対象とする。 支払限度額は500万円 （1事故および保険期間中につき 見舞金は1名につき3万円が限度）**

事故日と支払契約の関係（例）

公務員の業務として行った行為に起因している場合は、加入日より前の行為についても訴訟提起された時点の加入契約で保険金をお支払いします。

●2013年６月１日更改契約より、事故原因発生日に制限はございません。ただし、保険期間中に訴訟提起（住民監査請求の提起を含む）をされた場合に限ります。　2013年６月１日より前に訴訟提起された事案については、有効日※以降の行為に起因する損害賠償請求等についてのみ保険の対象となりますので、ご注意ください。

※有効日：原則として、初めてこの保険に加入した日となります。この保険制度の発足した年からご加入されている場合は、初めてこの保険に加入した日の１年前の日となります。

在職中・再雇用中（会員）

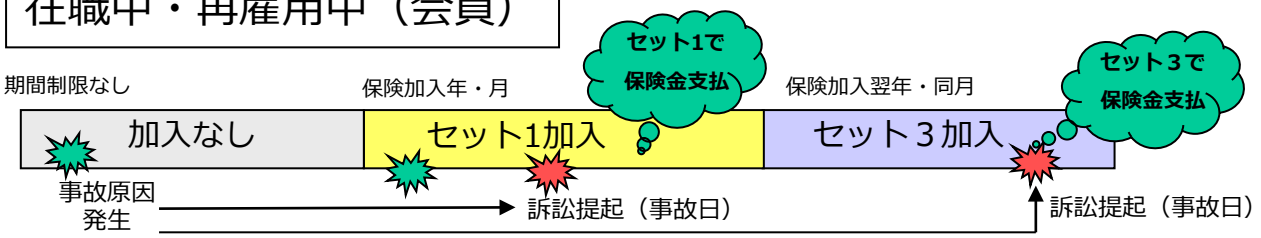

※新規・更改契約それぞれの保険期間の開始日において、加入者(被保険者)に対する損害賠償請求等がなされるおそれがある状況を加入者(被保険者)が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求等は免責となりますのでご注意ください。

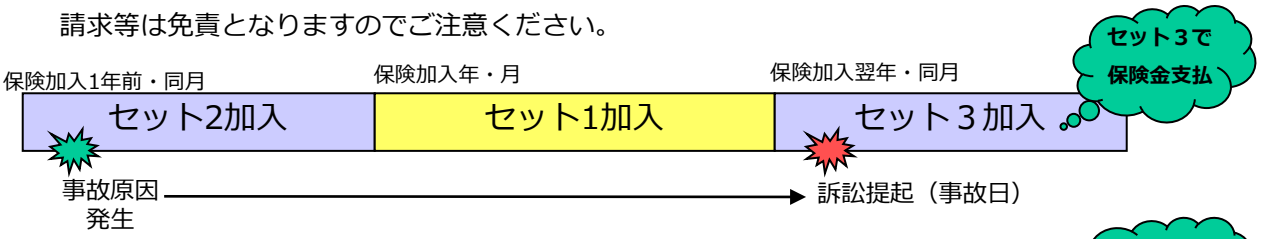

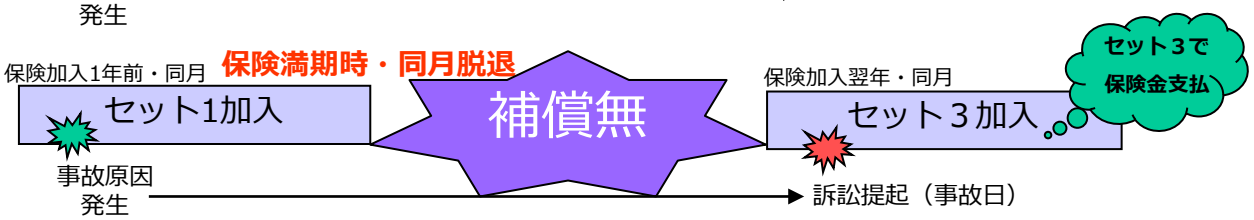

退職後

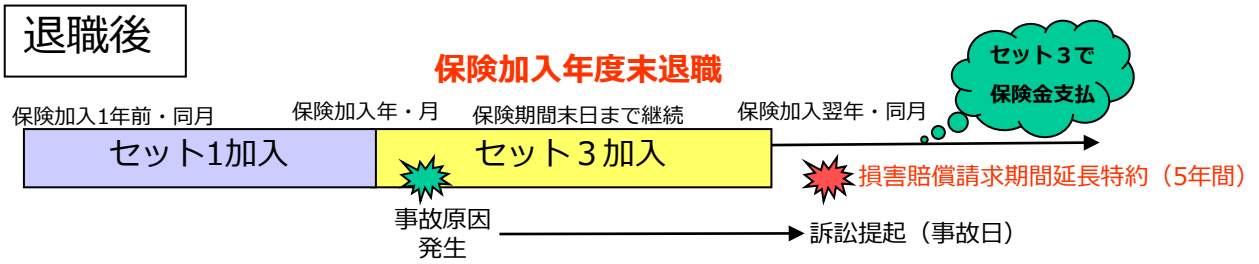

※退職日の属する保険期間末日まで加入していれば、退職後5年間は退職日に加入していたセット名の補償が受けられます。

※訴訟を提起された場合や住民監査請求をされた場合の他、損害賠償請求等がなされるおそれのある状況を知った場合には、速やかに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
（損害賠償請求等がなされるおそれのある状況を知ったときに損害賠償請求等がなされたとみなし、事故日といたします。）

ご注意

●この保険は、「公務員賠償責任保険普通保険約款」「公務員賠償責任保険追加特約」「職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約」「損害賠償請求期間延長特約」および各々の「特約」で構成されています。
●公務員賠償責任保険普通保険約款・特約集、保険証券は、保険契約者（岩手県庁生活協同組合）に交付されます。
●このパンフレットは「公務員賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
●特段のお申し出のない限り、翌年度以降も今年度ご加入プランと同一の補償内容にて継続されます。

【保険会社破綻時の取扱い】
●引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社も加入しています。
●この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が２０人以下である法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後３か月以内に発生した保険事故による保険金は１００%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

【複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）】
他の保険契約等（異なる保険種類の特約やこの契約の引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください※。
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

【お客さまに関する情報の取扱い】
本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。
●個人情報の取扱いについて
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含みます）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含みます）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。https://www.aioinissaydowa.co.jp/

万一、事故が発生した場合の手続き

●万一事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
●公務員賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いする場合があります。

(2025年6月承認)A25-100693

あいおいニッセイ同和損保　お支払いする保険金および費用保険金のご説明

公務員賠償責任保険

公務員賠償責任保険普通保険約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

１．基本契約（公務員賠償責任保険普通保険約款および公務員賠償責任保険追加特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
公務員としての職務遂行（不作為を含みます）に起因して、次のいずれかに該当する請求または訴訟がなされたことにより、公務員個人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (1)住民訴訟 地方自治法第242条の2第1項第4号（地方公共団体の執行機関・職員に対する住民の請求訴訟）、同第242条の3第1項または第2項（地方公共団体（長）からの職員に対する請求（訴訟））に規定する請求 (2)住民監査請求 住民監査請求により、監査委員から勧告がなされた場合の地方自治法第242条第9項に規定する措置に基づく損害賠償請求等 (3)行政処分による賠償命令 地方自治法第243条の2の8第3項に規定する命令	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づく賠償金です。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類するものを含みます）の加重された部分および被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 ②法律上の返還金 不当利得返還請求がなされた場合の、法律上返還すべき金額をいいます。 ③争訟費用 被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます）によって生じた費用（被保険者または記名法人の職員の報酬、賞与または給与等を除きます）で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものをいいます。 ④訴訟対応費用 訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、第三者から被保険者に対して裁判所に提起された損害賠償金の支払を求める訴訟等（訴訟、仲裁、和解または調停、もしくは被保険者がその訴訟等において主張されている法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約により支払対象となる場合に限ります）について被保険者が支出した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限ります。 ア. 意見書または鑑定書作成のために必要な費用 イ. 事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません） ウ. 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 エ. 被保険者の交通費、宿泊費 【お支払いする保険金の額】 前記①から③までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。また、日本国外において発生した国外一時業務に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、一連の損害賠償請求等および保険期間中について1,000万円を限度とします。 保険金の額 ＝ （損害の額の合計額 － 保険証券記載の免責金額） × 保険証券記載の縮小支払割合 また、前記④については、1事故および保険期間中について500万円を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

1. 次のいずれかに該当する損害賠償請求等に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません（次のいずれかに該当する事由または行為が、実際に生じたまたは行われていたと認められる場合に限ります。また、その適用の判断は被保険者ごとに個別に行われます）。
①被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等
②被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯は除きます）に起因する損害賠償請求等
③法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）行った行為に起因する損害賠償請求等
④被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他給付が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求等
⑤被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求等
⑥他人に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求等
⑦被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求等
⑧公務員（法令の規定により公務員とみなされる者を含みます）に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求等
⑨供応接待（懇親会、歓談会その他名目を問いません）、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求等
⑩工事請負契約または不動産売買契約が違法に締結されたことに起因する損害賠償請求等
⑪地方自治法に定める寄附または補助を違法に行ったことに起因する損害賠償請求等
⑫地方自治法に定める地方税、分担金、使用料、加入金もしくは手数料の賦課または徴収を違法に怠っていることに起因する損害賠償請求

2. 次のいずれかに該当する損害賠償請求等に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません（実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、これらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求等がなされた場合にも、保険金をお支払いできません）。
①初年度契約の保険期間の開始日より前に、記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求等
②この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求等がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求等
③この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求等の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求等
④直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求等

ア. 汚染物質(固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。以下同様とします)の排出、流出、溢出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態

イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請

⑤直接であると間接であるとを問わず、核物質(核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます)の危険性(放射性、毒性または爆発性を含みます)またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求等

⑥直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償請求等

⑦直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求等

⑧被保険者が行う医療行為に起因して発生したその医療行為の対象となる者の身体の障害についてなされた損害賠償請求等

⑨自動車、原動機付自転車、航空機もしくは船舶・車両(原動力が専ら人力である場合を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償請求等

⑩差別的行為に起因する損害賠償請求等。差別的行為とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 人種、信条、年齢、性別、社会的身分、門地、国籍、教育、障害、妊娠または出産を理由とする不当な雇用条件の決定

イ. 入学拒否、単位認定、停学、退学、就職の斡旋等児童・生徒・学生の生活に影響をあたえる条件に関する決定

⑪不当な逮捕、投獄、暴行等に起因する損害賠償請求等

⑫特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号権または著作権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求等

⑬直接であると間接であるとを問わず、石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求等

⑭直接であると間接であるとを問わず、ダイオキシンまたはダイオキシンを含む製品の有害な特性に起因する損害賠償請求等

⑮採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求等

⑯(被保険者が教職員の場合)いじめ、体罰、しごきに起因する損害賠償請求等＜いじめ、体罰、しごきに起因する損害賠償請求等に関わる争訟費用については保険金をお支払いします＞

3. 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

など

2.「職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約」の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)
被保険者が行う公務員としての職務に密接に関連した行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に民事訴訟等による損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。民事訴訟等による損害賠償請求等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 民事訴訟(裁判所に申し立てられる民事調停を含み、被告等に記名法人が含まれるものを除きます) イ. 内容証明郵便等による損害賠償請求等で、引受保険会社が事前に認めたもの ウ. 国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条および第2条に基づく公務員個人への求償	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ①法律上の損害賠償金 ②法律上の返還金 ③争訟費用 ④訴訟対応費用 ⑤初期対応費用 初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または公務員としての職務につき行った行為に起因する偶然な事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限ります。 ア. 事故現場の保存費用 イ. 事故現場の写真撮影費用 ウ. 事故状況調査・記録費用 エ. 事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限ります) オ. 事故現場の後片づけ・清掃費用 カ. 被保険者が事故現場に赴くために要した交通費または宿泊費 キ. 通信費 ク. 事故が他人の身体の障害である場合は、その事故について被保険者が慣習として支払った見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用 【お支払いする保険金の額】 前記①から④までについては、基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じとなります。 前記⑤については、1事故および保険期間中について500万円を限度とします。ただし、前記クに規定する費用については、被害者1名について3万円を限度とします。	次のいずれかに該当する損害については、保険金を支払いません。 ①その行為が他人に損失または精神的苦痛を与えることを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)行った行為に起因する損害賠償請求等 ②記名法人の職員が原告の一部となってなされた一連の民事訴訟等による損害賠償請求等に起因する損害。ただし以下を除きます。 ア. 被保険者が教職員である場合において、記名法人の職員が保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に定める保護者をいいます。以下同様とします)としてその保護者の子に関連して被保険者に対し提起した損害賠償請求等 イ. モラルハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、採用ハラスメント等をいいます)に起因する損害賠償請求等

3.「弁護士相談費用補償特約」の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
被保険者が公務員としての職務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求等がなされるおそれが生じたことにより、被保険者が弁護士相談をしたことによって支出した費用(以下、この特約において「弁護士相談費用」といいます。)のうち必要かつ有益な費用を、引受保険会社の同意を得て支払うことによって被る損害(以下、この特約において「損害」といいます。)に対して、この特約に従い、保険金を支払います。	1事故および保険期間中について10万円を限度とします。
保険金をお支払いできない主な場合	
基本契約の【保険金をお支払いできない主な場合(共通)】に同じ	

(2025年6月承認) A25-100693

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

公務員賠償責任保険

重要事項のご説明

令和元年10月

全力サポート宣言

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

■この書面は、公務員賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いします。

■お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

■この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款および特約（以下「普通保険約款・特約」といいます）に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

■被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面における主な用語について説明します。

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	被保険者が損害を被る場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする１事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

Ⅰ. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

契約概要

公務員賠償責任保険 普通保険約款 ― 公務員賠償責任保険 追加特約（自動セット） ― 各種特約 セットできる主な特約については「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

(2)補償内容

契約概要 **注意喚起情報**

①被保険者

記名法人（保険証券の記名法人欄に記載された国または公共団体をいいます）に任用または選任された公務員のうち、約款所定の要件に該当する保険申込書の被保険者欄に記載された方をいいます。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

被保険者が公務員としての職務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害（法律上負担すべき損害賠償金・返還金および争訟費用）に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いする条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター

0120-721-101（無料）

●受付時間 平日9:00～17:00
●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

●受付時間 24時間365日
●おかけ間違いにご注意ください。
●IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

［ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）］**0570-022-808**

●受付時間［平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）］
●携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/）

6Y1V-2（190701）（2019年4月承認）GN19C010045（V02-865）

保険金をお支払いできない主な場合

（1）被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求等に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

①被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等

②被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯は除きます）に起因する損害賠償請求等

③法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）行った行為に起因する損害賠償請求等

④被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他給付が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求等

⑤被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求等

⑥他人に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求等

⑦被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求等

⑧公務員（法令の規定により公務員とみなされる者を含みます）に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求等

⑨供応接待（懇親会、歓談会その他名目を問いません）、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求等

（2）被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求等に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求等がなされた場合にも、この規定が適用されます。

①初年度契約の保険期間の開始日より前に、記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求等

②この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求等がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求等

③この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求等の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求等

④直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求等

ア. 汚染物質の排出、流出、溢出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態

イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請

⑤直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求等

⑥直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償請求等

⑦直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求等

④お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【お支払いの対象となる損害の範囲】

ア. 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
イ. 法律上の返還金	不当利得返還請求がなされた場合の、法律上返還すべき金額
ウ. 争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます）によって生じた費用（被保険者または記名被保険者の職員の報酬、賞与または給与等を除きます）で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。

【お支払いする保険金の額】

特約に別の規定がある場合を除き、一連の損害賠償請求につき保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額を、保険金としてお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(3) セットできる主な特約　契約概要

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については代理店・扱者または当社までお問合わせください。

特約の名称	特約の概要
職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約	業務に密接に関連した行為（不作為を含みます）に起因して提起される民事訴訟（被告に公共団体が含まれない民事訴訟に限ります）により損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を補償します。

(4) 複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）　注意喚起情報

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

6Y1V-2（190701）（2019年4月承認）GN19C010045（V02-865）

(5)引受条件(支払限度額、免責金額等)　契約概要

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」、「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(6)保険期間、補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

①保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます)は1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。

③補償の終了時期

満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み　契約概要

保険料(注)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(2)保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

①保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ.契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)　注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

(注)ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項
①保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容 ②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について)　注意喚起情報

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

Ⅲ.契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項)　注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ(通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと(注)がありますので、ご注意ください。

(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

6Y2V-2(190701)(2019年4月承認)GN19C010045(V02-865)

通知事項

①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
②上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

(2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

①事業を廃止または譲渡した場合
②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
③上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返れい金

契約概要　注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります。また返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 無効、失効、取消について

注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

5 調査について

事故の発生の予防措置についてその状況を調査させていただくことがあります。この調査の結果、不備がある場合、当社はこれを改善することを保険契約者または被保険者にお願いすることがあります。

正当な理由がなくこの調査または改善のお願い(請求)を拒否した場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご理解ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。
この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

6Y2V-2(190701)(2019年4月承認)GN19C010045(V02-865)

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳しくは　当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（**https://www.aioinissaydowa.co.jp/**）をご覧ください。

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます）。

①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合　など

6 継続契約について

(1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(2) 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

①事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

③この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、次表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて次表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

（1）当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
（2）当社所定の損害（事故）状況報告書		
	当社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類（注） （注）損害賠償が請求されたまたは損害賠償の請求がなされるおそれを最初に知ったときの状況・日時・場所、申し立てられている行為、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	
	書類の例	当社所定の事故内容報告書、申し立てられている行為の原因・損害状況に関する写真・画像データ・損害明細書、保険金をお支払いできない事由の該当性を確認する書類　など
（3）保険金請求権をもつことの確認資料		
	書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本　など
（4）損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類		
①損害額および損害賠償請求権者を確認する書類		
	書類の例	・診療報酬明細書、医療機関等の治療実費の領収書、治療にかかわる交通費・諸雑費の明細書・領収書、休業損害証明書、源泉徴収票、決算書類、事故前後の売上計画・実績売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書 ・委任状、印鑑証明書、資格証明書、住民票、戸籍謄本、登記簿謄本、全部（個人）事項証明書　など

6Y3V-2（190701）（2019年4月承認）GN19C010045（V02-865）

②損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類		
書類の例	示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書	など
③共同不法行為の場合の第三者等に対する権利の移転を確認する書類		
書類の例	権利移転証(兼)念書	など
（5）被保険者が負担した費用の額を示す書類		
書類の例	支出された弁護士・訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書	など
（6）その他必要に応じて当社が求める書類		
①当社が損害または事故の調査を行うために必要な書類		
書類の例	調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)	など
②他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類		
書類の例	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書	など
③保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類		
書類の例	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書、法人代表者資格証明書	など

(4)保険金のお支払時期

当社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(5)保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(6)保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(7)先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

6Y3V-2(190701)(2019年4月承認)GN19C010045(V02-865)